

AFTC INFORMATION

自動車公正競争規約違反措置基準改正案等が承認されました

平成28年6月3日に開催された第112回理事会において、自動車公正競争規約違反措置基準改正案等が承認されました。

今回の改正のポイントにつきましては、以下のとおりです。

【措置基準改正等の内容】

1. 規則改正（平成27年10月1日施行）に伴う措置基準の追加

規則改正により、「支払総額を表示する場合の規定」及び「競り上げや入札により販売する際の表示の規定」が新設されたことから、当該規定違反に対する措置基準を追加（措置内容は既存の関連規則違反と同様）しました。

【規則改正（平成27年10月1日施行）に関する内容は以下のURLよりご確認ください】

http://www.aftc.or.jp/content/file/am/press/kiyakukaisei_point.pdf

2. 「おとり広告」に対する措置の見直し（厳格化）

おとり広告が、相当台数あった場合は、初回から「嚴重警告」の措置（従来は「警告」とし、悪質なケースは措置の告知（事業者名の公表）を行うこととしました。

【おとり広告の未然防止のポイントは以下のURLよりご確認ください】

http://www.aftc.or.jp/content/file/pdf/aftc_info/aftcinfo_201304_3.pdf

3. 措置の告知方法の運用の見直し

措置の告知方法について、これまで「業界内公表（関係団体及び全会員）」に留めていたものを、今後は、抑止効果を高めるため、悪質度合いに応じ「一般公表（公取協ホームページでの公表、関連記者クラブ等へのプレスリリース等）」を行うよう運用を見直しました。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112